

一般競争入札の公告

(公告期間令和5年1月23日～令和5年2月13日)

1 競争入札に付する事項

件名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式
(詳細は入札説明書のとおり)

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則第31条第1項及び第32条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同31条第1項中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において、開札時までに令和4年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」「B」「C」又は「D」等級に格付けられている者であること。(資格審査結果通知書(全省庁統一資格)を提出すること)
- (3) 保険業法(平成7年6月7日法律第105号)の規定に基づき損害保険業免許を受けている者であること。
- (4) 直近時における保険財務力外部格付け(ムーディーズ社又はS&P社)が「Aランク」以上の損害保険会社であること。
- (5) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 公的研究費の不正防止に係る誓約書を提出した者であること。ただし、提出を求める対象範囲外の者を除く。

3 入札説明日時及び契約条項を示す場所

神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟1階 総務部財務課契約係
令和5年1月23日(月)～令和5年2月13日(月)
9時00分から17時00分まで(土日祝祭日を除く)

4 競争執行の場所及び日時

神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
研究管理棟2階 第2会議室
令和5年3月3日(金) 11時00分

5 入札保証金及び契約保証金

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程第54条第1項及び第59条第1項により免除する。

6 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他文部科学省発注工事請負等契約規則第11条第1項各号に掲げる入札書は、無効とする。

7 契約書の作成の要否

要

8 その他

(1) 詳細については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則によるものとする。

(2) 事前提出書類あり。

9 本件についての連絡先

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課契約係 村岡
電話 046-839-6822

以上、公告する。

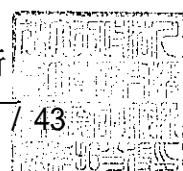
令和5年1月23日

契約担当役

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

理事長 中村信 1743



入札説明書

この入札説明書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）会計規程、研究所会計細則、同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令。以下「文部科学省契約規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、本研究所が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

- 1 競争入札に付する事項 (別記) のとおり
- 2 入札保証金及び契約保証金 免除
- 3 競争参加資格
 - (1) 研究所会計細則第31条第1項及び第32条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ①未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらない。
 - ②以下の各号のいずれかに該当すると認められるとき、その事実があった後三年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき
 - (カ) この項(この号を除く)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
 - (2) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和4年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
 - (3) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 保険業法（平成7年6月7日法律第105号）の規定に基づき損害保険業免許を受けている者であること。
 - (5) 直近時における保険財務力外部格付け（ムーディーズ社又はS&P社）が「Aランク」以上の損害保険会社であること。
 - (6) 公的研究費の不正防止に係る誓約書を提出した者であること。ただし、提出を求める対象範囲外の者を除く。

4 落札の方式

- (1) 契約担当役等は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし支払の原因となる契約について、相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 契約担当役等は、交換契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が研究所にとって最も有利なものもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (3) 保険料については非課税であるため入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、競争参加者は見積もった契約金額を入札書に記載すること。

5 入札及び開札

- (1) 入札説明会等は、総務部財務課契約係で隨時行うものとする。
- (2) 競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という。）は、別紙仕様書、契約書（案）、研究所会計規程、研究所会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟覧の上、入札しなければならない。
- (3) 競争参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (4) 競争参加者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (5) 代理人が入札するときは、あらかじめ競争参加者は代理委任状を提出しなければならない。
- (6) 開札は、競争参加者等を立ち会わせて行う。ただし、競争参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。
- (7) 入札場の入退場の制限
 - ①入札場には、競争参加者等並びに入札事務に關係のある職員（以下「入札關係職員」という。）及び前記（6）の立会職員以外の者は入場することはできない。
 - ②競争参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ③競争参加者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (8) 競争参加者等が、相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが認められないときは、当該競争参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる。
- (9) 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - ①入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者の提出した入札書
 - ②調達件名及び入札金額のないもの
 - ③競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
 - ④代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代

表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの(記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く)

⑤調達件名に重大な誤りがあるもの

⑥入札金額の記載が不明確のもの

⑦入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの

⑧入札公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

⑨その他入札に関する条件に違反した入札書

(10) 開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

(11) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を決定する。また、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。

6 契約条項

別紙様式の契約書(案)のとおり。

なお、本契約の相手方が中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)第2条第1項の中小企業である場合には、その者からの申し出により契約書には以下の債権譲渡の特約条項を追加することができる。

(売掛金債権の譲渡)

受注者は、本契約に基づく売掛金債権を本邦内に本店又は支店を有する金融機関(中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)第3条第1項に規定する金融機関に限る。)及び信用保証協会に対し譲渡することができる。

7 その他

(1) 競争参加者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札書及び委任状の様式は別紙のとおり。

(3) 本件調達に関しての問い合わせ先

(機関名) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課

(担当) 村岡

(電話番号) 046(839)6822

(FAX) 046(839)6916

(メールアドレス) a-keiyaku@nise.go.jp

(別 記)

1. 件名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式
(詳細は別紙仕様書のとおり。)

2. 契約担当役等

(1) 契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
理事長 中村 信一

(2) 所在地 〒239-8585 神奈川県横須賀市野比 5 丁目 1 番 1 号

3. 入札説明日時及び契約条項を示す場所

令和 5 年 1 月 23 日 (月) ~ 令和 5 年 2 月 13 日 (月) まで
9 時 00 分から 17 時 00 分まで (土日祝祭日を除く)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟 1 階 総務部財務課契約係

4. 競争参加資格の確認のための書類の提出期限及び提出先

提出期限 令和 5 年 2 月 22 日 (水) 17 時 00 分
提出場所 研究管理棟 1 階 総務部財務課契約係 (FAX 又はメール添付での提出可)
提出物
①文部科学省競争参加資格 (全省庁統一資格) の写し
②損害保険業免許の写し
③保険財務力外部格付け (ムーディーズ社又は S & P 社) が「A ランク」以上の損害
保険会社であることがわかる資料
④再委託に係る書面 (再委託の場合のみ)

5. 入札及び開札

令和 5 年 3 月 3 日 (金) 11 時 00 分
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟 2 階 第 2 会議室

6. 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日 16 時 00 分から令和 6 年 4 月 1 日 16 時 00 分まで

7. その他

(1) 市場調査のため、令和 5 年 2 月 22 日 (水) までに参考見積書を提出すること。なお、参考
見積書作成に当たり、研究所から業者に申告する事項がある場合は、令和 5 年 2 月 14 日 (火)
までに任意の申告書様式を問い合わせ先の担当者にメールで送付すること。
(2) 落札者は、落札後遅滞なく各種保険毎の落札金額の内訳を提出すること。

契 約 書（案）

件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約一式

代 金 額 金 円

発注者 契約担当役 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事長 中村 信一（以下「甲」という。）と、請負者 （以下「乙」という。）との間において、上記の損害保険業務（以下「業務」という）について、上記の代金額で次の条項により損害保険契約を締結するものとする。

第1条 損害保険業務の内容は別添仕様書のとおりとする。

第2条 契約期間は、令和5年4月1日16時00分から令和6年4月1日16時00分までとする。

第3条 代金の請求書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課契約係に提出するものとする。

2 代金は、甲が乙より適法な請求書を受理した後、令和5年4月7日までに支払うものとする。ただし、適法な請求書の受理が令和5年4月3日以降であった場合は、受理した後、甲の7営業日以内に支払うものとする。

第4条 契約保証金は、免除する。

第5条 乙は、本契約の業務の一部を第三者に委託する場合は、甲の承認を得るものとする。

乙は、本契約にかかる業務の全部又は主要部分を第三者に委任若しくは委託してはならない。

2 乙は、本契約に係る業務の一部を再委託する場合には、事前に、再委託する業務、再委託先等を研究所に書面で提出し、承認を受けること。また、乙は、守秘義務等に関して、本仕様書で定める債務を再委託先事業者も負うよう必要な処置を契約後速やかに実施し、その内容を研究所に書面で提出し、承認を得ること。なお、第三者に再委託する場合には、その最終的な責任を乙が負うこと。

第6条 乙は、甲から提供を受けた個人情報及び乙が業務上知り得た個人情報について、第三者に漏洩してはならない。また、個人情報の複製や、業務以外の目的での利用をしてはならない。本契約終了または解除された後においても同様とする。

第7条 乙は、取得個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生した場合には、ただちに甲に報告するとともに、苦情への対応等、当該事故により損害を最小限にとどめるために必要な措置を乙の責任と費用負担で講じるものとする。

第8条 前条の規定にかかわらず、乙の責に帰すべき事由により、取得個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生し、甲が第三者から請求を受け、または第三者との間で紛争が発生した場合には、乙は、甲の指示に基づき自己の責任と費用負担でこれに対処するものとする。この場合、甲が被害を被ったときは、乙は甲に対して当該損害を賠償しなければならないものとする。

第9条 乙は、委託業務の終了後、取得個人情報が記録された資料（電磁的記録を含む）を、甲の指示に従い、甲に返還するか、消去又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとし、甲が希望した場合は、取得個人情報の返還、消去又は

廃棄に関し、甲指定の様式による証明書を発行するものとする。

第10条 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第11条 甲は、次の各号に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができるものとする。

一 乙が正当な理由なく、本契約の全部又は一部を履行しないとき。

二 本契約の履行について、乙に不正・不当な行為があったとき。

三 乙が本契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。

四 乙が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契

- 約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 五 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正な行為があったとき。
- 六 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。
- 七 乙がやむを得ない事情により解約を申し立て、甲が認めた場合
- 八 甲の都合により契約の解除の必要があるとき。
- 2 前項の七から八により契約を解除する場合には、甲は乙に対して契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする 30 日前までに通知し、解除できるものとするが、一から六についてでは、書面をもって通告することによって解除するものとする。
- 3 第1項の一から六の規定により契約を解除した場合においては、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 4 乙が、違約金を甲が指定する期日までに支払わないときは、乙は、甲に遅延日数につき年 3 パーセントの割合で計算した額の延滞金を支払うものとする。

第12条 労働者災害総合保険及び海外旅行保険の保険料については、契約満了時に人数実績により精算を行うものとする。

第13条 この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則によるものとする。

第14条 この契約について、甲・乙間に疑義が生じた場合は、双方協議のうえ、これを解決するものとする。

第15条 この契約について、甲・乙間に紛争が生じた場合は、双方協議のうえ、これを解決するものとする。

第16条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、双方協議のうえ、これを定めるものとする。

第17条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し印を押すものとする。
この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 月 日

(甲) 発注者 神奈川県横須賀市野比 5-1-1
契約担当役
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
理 事 長 中村 信一

(乙) 請負者

仕 様 書

1. 件名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式
2. 契約条項 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程及び会計細則によるほか、次に定めた条項によるものとする。
3. 契約期間 自 令和5年4月1日 16時00分
至 令和6年4月1日 16時00分
4. 代金支払い方法 一括振込払い(適法な請求書を受理した後、令和5年4月7日までに支払う。ただし、適法な請求書の受理が令和5年4月3日以降であった場合は、受理した後、研究所の7営業日以内に支払う。)
5. 保険契約者 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
6. 被保険者 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
7. 内訳 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式
【保険種類】
①労働者災害総合保険
②役員傷害保険
③火災保険
④賠償責任保険
　・施設賠償責任保険
　・昇降機賠償責任保険
　・生産物賠償責任保険
⑤雇用慣行賠償責任保険
⑥個人情報漏洩対応保険
⑦海外旅行保険
⑧役員賠償責任保険
　　(別紙内訳)
8. 特記事項
1)建物等の詳細は別紙「建物一覧表」のとおり。
2)令和5年4月1日以降の役職員数（見込）は別紙「独立行政法人特別支援教育総合研究所役職員人数（令和5年4月1日見込）」のとおり。
3)令和4年度～令和元年度の海外出張者実績数は別紙「海外出張者実績数」のとおり。
4)落札者は各種保険毎の契約金額内訳を提出すること。
5)保険金の発生は、別紙「火災事故一覧」のとおり。
6)本契約に係る保険金請求等各種手続については、代理店扱いとすることを

妨げるものではない。

7) 落札者は令和5年7月以降に本研究所から提示する資産一覧表を確認し、
令和6年1月末までに再調達価格を算出すること。

(別紙内訳)

①労働者災害総合保険

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の被用者が業務上の理由により被った身体の傷害について、研究所が災害補償規定等に基づく災害補償金の支払い責任を負担することによって被る損害に備え、労働者災害総合保険で担保することを目的とする。

(1) 保険種類

労働者災害総合保険（法定外補償）

- ・通勤災害担保特約
- ・職業性疾病担保特約
- ・保険料払込猶予特約

(2) 保険対象者

研究所の常勤職員、非常勤職員

(3) 補償内容・補償金額

- ・研究所の災害補償規定と労働者災害補償保険法に基づく給付差額による定額方式（資料1）とする。
- ・同一の被用者が被った身体の障害については、死亡に対する法定外補償金と後遺障害に対する法定外補償金の重複支給は行わず、いずれか高い金額とする。
- ・保険金の支払は、労働者災害補償保険法によって給付が決定された場合に限るものとし、後遺障害等級については労働者災害補償保険法施行規則別表第1による。

(資料1)

法定外補償保険金額		
区分	業務上	通勤途上
死 亡	1, 860万円	1, 200万円
後 遺 障 害	1級	1, 540万円
	2級	1, 500万円
	3級	1, 460万円
	4級	875万円
	5級	745万円
	6級	615万円
	7級	485万円
	8級	320万円
	9級	250万円
	10級	195万円
	11級	145万円
	12級	105万円
	13級	75万円
	14級	45万円

※ 死亡又は後遺障害の原因が、次の各号の一に該当する場合は、保険金の支払いを要しない。

- i 職員等の故意、又は職員の重大な過失のみによるとき
- ii 職員等が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔ってもしくは薬物(麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等)の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間に発生した事故によるとき
- iii 職員の故意の犯罪によるとき
- iv 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によるとき
- v 地震もしくは噴火又はこれらによる津波のとき
- vi 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性によるとき
- vii 風土病によるとき

②役員傷害保険

研究所の役員（理事長・理事・監事〈政府労災保険の対象外者〉）が業務上の理由により被った身体の傷害について、研究所が役員災害補償規定等に基づく災害補償金の支払い責任を負担することによって被る損害に備え、役員傷害保険で担保することを目的とする。

（1）保険種類

- ・普通傷害保険（通勤途上を含む）
- ・保険料払込猶予特約

（2）保険対象者

研究所の役員（理事長、理事、監事）

（3）補償内容・補償金額

政府労働災害保険に加入できない役員（1名につき）

- ・死亡保険金 5, 000万円
(事故によるケガが原因 事故日より180日以内に死亡した場合)
- ・後遺障害保険金 5, 000万円
(事故によるケガが原因 事故日より180日以内に後遺障害が生じた場合)
- ・入院保険金 15, 000円／1日
(事故日によるケガが原因で医師の診断により入院 事故日より180日を限度)
- ・手術保険金 手術内容により入院保険金の10、20、40倍
(入院保険金が支払われる場合で、事故日より180日以内にケガの治療の手術)
- ・通院保険金 10, 000円／1日
(事故日によるケガが原因で医師の治療により通院 事故日より90日を限度)

（4）自己負担額 0円

（5）免責事項

普通障害保険普通約款、各特約条項と同内容

③火災保険

研究所が所有、使用及び管理する建物・機械設備・受変電設備・什器・備品等に関する万一の事故に伴う損害発生に備えて保険で担保することを目的とする。

(1) 保険種類

- ・普通火災保険（一般物件）

（研究所が指定する危険を担保する各種特約を付帯すること。）

- ・保険料払込猶予特約

(2) 保険対象物

研究所所有の建物等・建物付帯設備及び動産

別紙（建物等一覧表）

(3) 補償内容

火災／破裂・爆発／落雷／風・ひょう・雪災／建物外部からの物体の落下・飛来・衝突
・倒壊／他の戸室で生じた事故又は給排水設備の事故による水漏れ／騒じょう・集団行動・労働紛争等に伴う暴力行為若しくは破壊行為／建物・設備・什器の盗難・汚損・毀損／現金預貯金証明の盗難／建物の時価30%以上の水害／床上浸水、又は地盤面から45センチを超える浸水による損害／その他上記以外の不測かつ突発的な事故

(4) 補償金額（再調達価格）（付保率100%）

・建物、付帯設備 4,362,010千円

・動産 一式 1,962,400千円

④賠償責任保険

研究所が所有、使用及び管理する建物等施設内において発生した事故において、研究所が負担する損害賠償責任による損害発生に備えて各種必要な損害賠償保険で担保することを目的とする。

(1) 保険種類

- ・施設賠償責任保険
- ・昇降機賠償責任保険
- ・生産物賠償責任保険

(2) 保険対象

- ・研究所が所有、使用及び管理する全ての施設瑕疵による第三者への人的・物的損害に対する法律上の賠償責任
- ・研究所の職員等が業務遂行に起因して第三者に人的・物的損害を与えた場合の法律上の賠償責任
- ・上記、賠償責任のうち、昇降機に類する損害賠償
- ・研究所の食堂で提供した飲食が原因で第三者に人的損害を与えた場合の賠償責任
(法律上、被害者に支払うべき損害賠償金の他、弁護士報酬などの訴訟費用、被害者に対する応急処置などの緊急措置に要した費用、保険会社の要求により、その協力のため支出した費用を含む)

(3) 補償内容・補償金額

補償限度額

- ・対人 1億円（1名）
5億円（1事故）
- ・対物 1千万円
- ・免責 1千円

(4) 基礎資料

敷地面積 75, 226 m²

建物延べ床面積 17, 367 m²

昇降機台数（一般） 4基

食堂売上高 278万円（令和4年4月～11月実績）

246万円（令和3年度実績）

267万円（令和2年度実績）

1, 025万円（令和元年度実績）

※令和5年度は、令和4年度と同様に 70名程度参加の3週間泊まり込みの研修を年3回実施予定である。

⑤雇用慣行賠償責任保険

研究所の職員等が業務上の理由により被った雇用問題等（解雇・配置転換・ハラスメント・差別等）について、研究所が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に備え、雇用慣行賠償責任保険で担保することを目的とする。

（1）保険種類

雇用慣行賠償責任保険（遡及日平成19年4月1日）

（2）保険対象者

研究所（役員、職員、非常勤職員）

（3）補償内容・補償金額

- ・研究所職員等への差別的行為／不当解雇／ハラスメント／雇用関係に起因する、誹謗、中傷、名誉毀損、プライバシー侵害等／不当な降格、配置転換、懲戒処分／採用条件等についての説明義務違反／職員への報復的行為
- ・損害賠償金（精神的苦痛に対する慰謝料、休業補償等）
- ・争訟費用（弁護士費用、裁判費用、和解等に要するその他の費用）

総支払限度額 5,000万円

免責金額（1請求） 50万円

⑥個人情報漏洩対応保険

研究所が取り扱う個人情報の漏洩又はそのおそれが発生した場合において、研究所が他人に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に備え、個人情報漏洩対応保険で担保することを目的とする。

(1) 保険種類

個人情報漏洩対応保険

(2) 保険対象者

研究所

(3) 補償内容・補償金額

損害賠償責任部分

- ・損害賠償金（研究所が他人に対して支払う法律上の損害賠償金）
- ・争訟費用（弁護士費用、裁判費用、和解等に要するその他の費用など）

総支払限度額 3億円（1事故・期間中共通）

免責金額 0円

費用部分

- ・研究所が費用を支出する事によって現実に被る損害に対する補償
(マスコミ対応、公告、コンサルティング、通信、見舞、事故原因調査、損害賠償請求、臨時対応、などの各種費用)

総支払限度額 3千万円（1事故・期間中共通、縮小填補割合95%）

免責金額 0円

(4) 基礎資料

研究所の予算 1,089,139千円（令和4年度実績）

⑦海外旅行保険

研究所の役職員（役員、常勤職員、非常勤職員）が海外出張中の事故等により被った身体の傷害について、研究所が災害補償規定等に基づく災害補償金の支払い責任を負担することによって被る損害に備え、海外旅行保険で担保することを目的とする。

（1）保険種類

- ・海外旅行保険

（2）保険対象者

研究所の役員、常勤職員、非常勤職員

（3）補償内容・補償金額

- ・傷害死亡保険金 3,000万円

（旅行期間中の事故によるケガが原因 事故日より180日以内に死亡した場合）

- ・傷害後遺障害保険金 3,000万円

（旅行期間中の事故によるケガが原因 事故日より180日以内に後遺障害が生じた場合）

- ・疾病死亡保険金 2,000万円

（旅行期間中または旅行期間終了後72時間以内に発病した病気が原因 旅行期間終了日より30日以内に死亡した場合）

- ・治療・救援費用 500万円

（救援者の渡航手続費、現地での交通費・通信費などの諸雑費）

（4）自己負担額 0円

（5）免責事項

普通障害保険普通約款、各特約条項と同内容

⑧役員賠償責任保険

研究所の役員が、役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に株主や投資家、従業員またはその他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に備え、役員賠償責任保険で担保することを目的とする。

（1）保険種類

- ・会社役員賠償責任保険（不作為を含む）

（2）保険対象者

研究所の役員（理事長、理事、監事）

（3）保険適用地域

北米を除く全世界

（4）補償内容・補償金額

役員（1名につき）

- ・損害賠償金 1億円
(判決金額、和解金等)
- ・争訟費用 1億円

（訴訟費用、和解・調停費用、弁護士に支払う着手金・報酬金等）

別紙

建物一覧表

番号	建物名称	建物構造(柱)	階数	棟	面積(m ²)	構造級別	再調達価格(保険金額:千円)			備考
							建物	建物以外	合計	
1	研究管理棟	RC	3	1	7,442	1	2,183,490		2,183,490	
2	食堂	RC	1	1	367	1	107,640		107,640	階段棟含む
3	研修棟	RC	2	1	1,345	1	394,650		394,650	ポンプ室、変電室含む
4	エレベータ棟	RC	2	1	30	1	19,530		19,530	
5	西研修員宿泊棟	RC	3	1	2,064	1	605,610		605,610	
6	防災用品備蓄倉庫	RC	1	1	131	1	29,890		29,890	
7	電気室	RC	1	1	77	1	24,880		24,480	
8	生活支援研究棟	RC	1	1	231	1	52,710		52,710	
9	体育館	RC	2	1	1,698	1	165,690		165,690	エレベーター棟を含む
10	東研修員宿泊棟	RC	4	1	1,371	1	321,750		321,750	
11	特別支援教育研究センター	RC	3	1	1,902	1	360,990		360,990	
12	第1研究資料棟	I	1	1	408	2	41,580		41,580	
13	第2研究資料棟	I	1	1	97	2	15,000		15,000	
14	屋外便所1	I	1	1	33	2	10,800		10,800	
15	屋外便所2	I	1	1	20	2	5,700		5,700	
16	トイレ棟	RC	1	1	53	1	22,100		22,100	
17	什器・備品包括							521,100	521,100	
18	小屋外設備・装置一式							1,441,300	1,441,300	冷暖房、通信、照明装置等含む
	合計				17,269		4,362,010	1,962,400	6,324,010	

別紙

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 役職員人数(令和5年4月1日見込)

役 員	人數
理事長	1
理事	1
監事(非常勤)	2
計	4

職 員	人數
常勤	69
非常勤(客員研究員・事務補佐員・非常勤看護師 等)	25
計	94

別紙

海外出張者実績数(令和4年12月現在)

令和4年度海外出張者 実績数

	日数別人数
5日間	1
総計	1

令和3年度海外出張者 実績数

令和3年度においては、海外出張の実績はない。

令和2年度海外出張者 実績数

令和2年度においては、海外出張の実績はない。

令和元年度海外出張者 実績数

	日数別人数
2日間	1
3日間	1
4日間	2
6日間	3
7日間	1
8日間	3
12日間	1
総計	12

火災事故一覧

事故日	概要	保険金(円)	備考
令和元年9月9日	台風により窓ガラス、空調設備及び庇が破損	11,671,622	既払済み

第4号様式（第39条関係）

入札書

件名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式

入札金額 金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和5年3月3日

契約担当役
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

[住所]

[氏名]

印

【入札書 1：競争加入者本人が入札する場合】

第4号様式（第39条関係）

入 札 書

件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式

入札金額 金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和5年3月3日

契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

住 所 横須賀市野比64

氏 名 株式会社横須賀国立商事

代表取締役 野比 伸太

代表者印

備考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数持参すること。また、入札を執行しても落札者がいるときは、最低額の申し込みを行った者に対して見積書の提出を要請することがある。
- (3) 再度入札を行う際に、辞退する場合は、入札金額に「辞退」と記入すること。

【入札書2：社員等が競争加入者の代理人となり入札する場合】

第4号様式（第39条関係）

入 札 書

件 名 「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式」

入札金額 金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式」を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和5年3月3日

契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者
住 所 横須賀市野比64
氏 名 株式会社横須賀国立商事
代表取締役 野比 伸太

代理 人
氏 名 株式会社横須賀国立商事
野比 静

代理人印

※委任状届出印

備考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。
- (3) 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数持参すること。また、入札を執行しても落札者がいるときは、最低額の申し込みを行った者に対して見積書の提出を要請することがある。
- (4) 再度入札を行う際に、辞退する場合は、入札金額に「辞退」と記入すること。

【入札書3：支店長等が競争加入者の代理人となり入札する場合】

第4号様式（第39条関係）

入 札 書

件 名 「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式」

入札金額 金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式」を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和5年3月3日

契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者
住 所 横須賀市野比64
氏 名 株式会社横須賀国立商事
代表取締役 野比 伸太

代理 人
氏 名 株式会社横須賀国立商事
久里浜支店
支店店長 久里浜 秀樹

代理人印

※委任状届出印

備考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。
- (3) 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数持参すること。また、入札を執行しても落札者がいるときは、最低額の申し込みを行った者に対して見積書の提出を要請することがある。
- (4) 再度入札を行う際に、辞退する場合は、入札金額に「辞退」と記入すること。

【入札書4：支店等の社員等が競争加入者の復代理人となり入札する場合】

第4号様式（第39条関係）

入 札 書

件 名 「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式」

入札金額 金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式」を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和5年3月3日

契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者
住 所 横須賀市野比64
氏 名 株式会社横須賀国立商事
代表取締役 野比 伸太

復代理人
氏 名 株式会社横須賀国立商事
久里浜支店 浦賀 三郎

復代理人印

※委任状届出印

備考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 復代理人が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。
- (3) 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数持参すること。また、入札を執行しても落札者がいるときは、最低額の申し込みを行った者に対して見積書の提出を要請することがある。
- (4) 再度入札を行う際に、辞退する場合は、入札金額に「辞退」と記入すること。

入札書用の封筒について

記入参考例

表 面

件 名 「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式」
「入札書在中」
入札日 令和5年3月3日
会社名
代表者名

裏 面



委 任 状

年 月 日

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所 御中

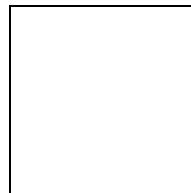
住 所
委任者（競争加入者） 社名又は商号
代表者 氏名 印

私は、
を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年3月3日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



【委任状1：社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合】

委 任 状

年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所 横須賀市野比6 4

委任者（競争加入者） 社名又は商号 （株）横須賀国立商事

代表者氏名 代表取締役 野比 伸太

代表者印

私は、野比 静 を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年3月3日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）

横須賀市野比6 4

（株）横須賀国立商事 野比 静

使用印鑑

野

比

備考

- (1) 代理人印欄は、代理人の使用する印鑑（外国人の署名を含む。）を押印すること。
- (2) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記載すること。

委任状

年　月　日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所

委任者（競争加入者） 社名又は商号

代表者 氏名

印

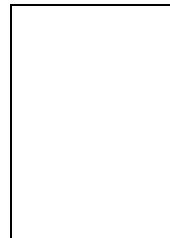
私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との間における下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年3月3日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）

使用印鑑



委任事項

- 1 入札及び見積りに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 契約に関する納入（完了）及び取下げに関する件
- 4 契約代金の請求及び受理に関する件
- 5 復代理人の選任に関する件

【委任状2：支店長等が競争加入者の代理人となる場合】

委任状

○年○月○日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所 横須賀市野比64
委任者（競争加入者） 社名又は商号 (株) 横須賀国立商事

代表者氏名 代表取締役 野比 伸太

代表者印

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との間に
おける下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年3月3日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約一式」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人） 横須賀市久里浜79-9
(株) 横須賀国立商事 久里浜支店
支店長 久里浜 英樹 使用印鑑

支店長印

- 委任事項
1. 入札及び見積りに関する件
 2. 契約締結に関する件
 3. 契約に関する納入（完了）及び取下げに関する件
 4. 契約代金の請求及び受理に関する件
 5. 復代理人の選任に関する件

備考

- (1) 代理人印欄は、代理人の使用する印鑑（外国人の署名を含む。）を押印すること。
- (2) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記載すること。

委 任 状

年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所

委任者（競争加入者の代理人） 社名又は商号

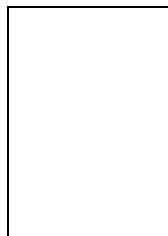
代表者 氏名

私は、をの復代理人と定め
下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年3月3日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約一式」の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



【委任状3：支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合】

委 任 状

○年○月○日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所 横須賀市久里浜79-9

委任者（競争加入者の代理人） 社名又は商号 （株）横須賀国立商事 久里浜支店

代表者氏名 支店長 久里浜 英樹

支店長印

私は、浦賀三郎 を（株）横須賀国立商事 代表取締役 野比伸太（競争加入者）の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年3月3日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式」の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）

使用印鑑

横須賀市久里浜79-9

浦
賀

（株）横須賀国立商事 久里浜支店

浦賀 三郎

備考

- (1) この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されていることが必要であること。（委任状記載例2を参照）

委任状参考資料

○競争加入者本人が入札 → 委任状必要なし

○社員等が競争加入者の代理人として入札 → 委任状〔委任状記載例1〕が必要

○支店長等が競争加入者の代理人として入札 → 委任状〔委任状記載例2〕が必要

○支店等の社員等が競争加入者の復代理人として入札
→ 委任状〔委任状記載例2、委任状記載例3〕が必要



平成27年10月5日

取引業者 各位

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
理事長 宍戸 和成
(公印省略)

公的研究費の不正防止に係る誓約書の提出について（依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本研究所の物品調達業務等につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

本研究所では従来から納品の際に取引先の皆様のご協力により、総務部財務課において事務部門が集約して検収を行い架空取引防止に取り組んでおりますが、更なる取組の一環として当該ガイドラインに基づき、別紙「誓約書」を提出していただくことといたしました。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、別紙「誓約書」に必要事項をご記入及びご捺印の上、下記のとおり提出いただきますようよろしくお願ひいたします。

敬白

記

1. 誓約書の提出を求める対象範囲について

本研究所と取引のある全ての業者。ただし、下記の者を除きます。

- a) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- b) 学校法人
- c) 国際組織、外国企業等
- d) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- e) 会計監査法人、弁護士・税理士・特許事務所、社会保険労務士、産業医等
- f) 商取引の相手方ではない個人
- g) その他、本件対象になじまない業種等

2. 提出の依頼について

平成27年10月1日より本研究所と取引がある業者の皆様方に提出を依頼します。

3. 提出回数について

1回

4. 誓約書の様式について

別紙「誓約書」のとおりとします。

5. 誓約書の提出方法について

国立特別支援教育総合研究所に持参、もしくは郵送で提出してください。

6. 提出および問合せ先

国立特別支援教育総合研究所

総務部財務課

契約第一係（物品・役務関係）TEL 046-839-6822 FAX 046-839-6916

契約第二係（工事・設備関係）TEL 046-839-6834 FAX 046-839-6916

7. コンプライアンス通報・相談窓口

国立特別支援教育総合研究所 監査室

TEL 046-839-6802 FAX 046-839-6918

E-mail kansa@nise.go.jp

8. その他

「誓約書」に記載されている規程及び細則につきましては、本研究所のホームページ「情報公開・公文書管理」に掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用願います。

URL: <http://www.nise.go.jp/cms/6,348,30.html>

以上

誓 約 書

当社（当法人）は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との取引に当たり、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程」及び「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則」を遵守し、いかなる不正にも関与しないことを誓約します。

当社（当法人）に、上記規程等に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提供等の要請に協力するとともに、研究所の構成員から不正な行為の依頼等があった場合は直ちに通報します。

令和 年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

(住所)

(社名又は法人名)

(代表者役職・氏名)

印

営業担当者名刺貼付箇所

取引業者の皆様へ

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

文部科学省から、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

以下は、ガイドラインから取引業者からの誓約書の徴取に関する部分を抜粋したものです。今般、研究所がお願いいたしました誓約書の提出についての背景となるものです。取引業者の皆様におかれましては、何卒、事情をご承知いただき協力くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定

（抄）

（機関に実施を要請する事項）

不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

（実施上の留意事項）

取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。

〈誓約書等に盛り込むべき事項〉

- ・機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の入札（公募・企画競争を含む）に参加される皆様方へ

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。（応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了知願います。）

（1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（3）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点での在職している当研究所OBに係る情報（人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

（4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

入札説明書交付申込書（令和5年1月23日付け公告分）				
申込年月日	令和 年 月 日			
件 名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式			
会 社 名				
電話番号	() -	代表者氏名 (申込者)		
資格参加者の等級及び期間	等級	A・B・C・D	期間	～

入札説明書等受領書				
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課契約係長 殿				
(件名) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所損害保険契約 一式				
令和5年 月 日				
上記の入札説明書一式を受領しました。				
受領者 住 所				
会社名				
受領者			署名又は印	

※入札参加資格の写しを添付ください。

入札説明書をダウンロードにより入手した場合も入札説明書3ページの7記載の問合せ先へメールなどにより提出ください。